

## 単回使用医療機器等の再使用について

このたび、独立行政法人国立病院機構東京医療センターでは、厚生労働省通知で再使用が禁止されている単回使用医療機器の一部及びプレフィルドシリンジ製剤の一部（以下、「単回使用医療機器等」という。）を、消毒・滅菌の上再使用していた事実が判明しました。患者さま、ご家族さまはじめ、関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしますことを、心よりお詫び申し上げます。

該当する単回使用医療機器等は、眼科手術で使用するビスコート0.5眼粘弾剤と、整形外科、耳鼻咽喉科、一般消化器外科、泌尿器科の一部の手術で使用していた電気メス先端部です。再使用の事実が判明した2024年1月19日以降、全ての単回使用医療機器をリスト化して再使用を禁止し、単回使用を徹底しております。

現在までに、このことを原因とした患者さまの健康被害等は確認されておられません。

該当する単回使用医療機器等を使用していた手術及び診療科、使用期間については以下の通りです。

診療科	使用していた手術名等	単回使用医療機器等	使用期間
眼科	白内障手術と同時に実施しない硝子体茎頭微鏡下離断術	ビスコート0.5眼粘弾剤	2004年より使用
整形外科	人工関節置換術（股関節）	コロラド マイクロディセクション ニードル電極	2012年より使用
耳鼻咽喉科	扁桃腺摘出術と外来手術の一部を除く手術において多く使用	コロラド マイクロディセクション ニードル電極	2018年より使用
一般消化器外科	全例ではないが腹腔鏡視下手術において多く使用	イオアドバンス電極 電極チップ	2014年より使用
泌尿器科	経尿道的手術（前立腺切除術、膀胱腫瘍切除術等）	ディスポーザブル電極（ループ型、ボール型）	1984年より使用

東京医療センターとしては、単回使用医療機器全般について再発防止策の徹底と医療の安全確保について引き続き取り組んでまいり所存です。

なお、本件について、患者さまやご家族さまなどで、お問い合わせやご相談がございましたら、以下の問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

### 【問い合わせ先】

独立行政法人国立病院機構東京医療センター 経営企画室長（内線：5156）

電話番号 代表 03-3411-0111（平日8:30～17:15）

「医療機器再使用の件」とお申し出下さい。